

令和元年12月2日
総務部総務課

中央防波堤埋立地の行政境界確定に伴う今後の事務処理について

中央防波堤埋立地の行政境界については、東京都自治紛争処理委員による調停案を不服とした大田区の提訴により、東京地方裁判所において地方自治法に基づく境界確定請求事件が係争中であったが、本年9月20日、第一審判決の言い渡しがあり、判決を両区が受け入れるとともに、本年11月26日をもって、地方自治法第9条第6項の規定に基づき総務大臣告示が行われたことにより行政境界が確定したので、以下の行政手続きを行うものとする。

記

1. 「あらたに生じた土地の確認」について

東京都が施工した公有水面の埋立ての竣工に伴い、従来水域であった区域が、永続的な陸地に変じたことを確認する行政手続きであり、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、区議会の議決を経て東京都へ届出を行い、東京都知事によって告示される。

なお、竣工部分にかかる「あらたに生じた土地の確認」の議案は、令和2年第1回定例会に提出を予定。

また、「あらたに生じた土地の確認」は、竣工認可が行われた土地に対して行うものであることから、一部の未竣工部分については、竣工認可の都度、確認を行うこととなる。

2. 「町区域の新設」について

あらたに生じた土地の確認に伴い、町名等の整備を図ることを主旨とした、地方自治法第260条第1項の規定に基づく手続きであり、区議会の議決を経て、区長によって告示される。

新町名の決定後に、「あらたに生じた土地の確認」議案と合わせて、「町区域の新設」議案を令和2年第1回定例会に提出を予定。

3. 新町名の公募について

町区域の新設手続きに先立ち、区内在住・在勤を対象に新町名を公募する。

- (1) 区民周知 区報及びホームページ
- (2) 公募期間 令和元年12月11日(水)～24日(火)
- (3) 公募方法 メール、FAX 及び 総務課窓口

なお、新町名は、「(仮称)中央防波堤埋立地地名選定委員会」で審査、決定され、「町区域の新設」議案の中に盛り込まれる。

(公募等の日程)

令和元年 12 月上旬	(仮称) 中央防波堤埋立地地名選定委員会発足
令和元年 12 月 11 日	区報及びホームページに公募要領掲載
令和元年 12 月 24 日	公募〆切
令和 2 年 1 月下旬	(仮称) 中央防波堤埋立地地名選定委員会において 新町名案を決定
令和 2 年 2 月上旬	「あらたに生じた土地の確認」議案及び「町区域の新 設」議案を提出